# 公益財団法人 コープともしびボランティア振興財団 ともしび助成

# 2025 年度 活動および会計報告書

## ◇2025 年度活動および会計報告書について

2025 年度「活動および会計報告書」は、2026 年 3 月末で集計後 4 月に提出してください。報告書類は 1 年間大切に保管し、必要に応じてご記入ください。

#### ◇提出期間

2026 年 4 月 1 日(水)~2026 年 4 月 8 日(水)必着 郵送にて提出ください。

#### ◇提出書類と記入方法

- I必ず提出する報告書
- 1)様式①2025 年度活動および会計報告書 事務局より問い合わせをする場合があります。必ず 電話番号もしくはメールアドレスを記載ください
- 2)様式(2)2025 年度 活動のふりかえり
- 3) 様式③2025 年度 活動記録
- 4)様式④2025 年度 ともしび助成使途報告書 ともしび助成金の使途を明確にご記入ください
- 5)様式⑤2025 年度 収支報告書(団体全体) 2025 年度の団体全体の収支をご記入ください
- 6) 様式⑥2025 年度 会計報告書【領収書貼付用紙】
  - 1.領収書は、ともしび助成金使用分のみをご提出ください
  - 2.領収書は費目別にし、重ねずにお貼りください
  - 3.「注意事項」を必ずご確認ください
- Ⅱ必要な団体のみ提出する報告書

様式⑦2025 年度 講座・研修報告書

様式®2025 年度 書籍・備品購入報告書

付属資料-1 2025 年度 交通費領収書

付属資料-2 2025 年度 自家用車交通費領収書

付属資料-3 2025 年度 通話料領収書

2025年度「活動および会計報告書」は財団のホームページ →助成を受けている方 →ボランティア活動助成 →2025年度活動および会計報告書からダウンロードできます。

#### ◇注意事項

- 1.助成対象としての要件が変化した場合、速やかに事務局までご連絡ください(法人格の取得など)
- 2.申請費目以外に転用はできません

また、申請費目内で5千円を超える助成金の 使途を変更したい場合は必ず事前に相談して ください

3.提出後の報告書類は返却・差しかえできません

以下の場合、助成金を返金いただくことがあります。

- 1.事前のご相談がなく報告と予算に大幅な差異 がある(申請費目でない、対象外経費での報告 など)
- 2.社会的ルールに反する行為が発覚した
- 3.活動を中断したり、法人格を取得した
- 4.対象経費以外での報告

また、助成金の返金が発生する場合や、事務局 での検算の結果、返金額が変更になることがあり ます

## ◇提出先(住所が変わります)

〒658-0081

神戸市東灘区田中町 5 丁目 3-18

生活文化センター東館2階

Tel:078-412-3930 Fax:078-412-3871

(公財)コープともしびボランティア振興財団

(開館日時月~金 10:00~17:00 祝日除く)

※封筒の表書きに報告書類と明記してください。

## 2025 年度 対象経費表

- ①領収書がないものは対象にはなりません。(納品書、申込書、請求書などは不可)
- ②助成期間終了後に、報告書に添付する領収書は原本を提出してください。レシート又は発行者(店舗など)の印字・押印ならびに当該年度(2025年4月1日~2026年3月31日) の日付があるものに限ります
- ③発行元・宛名が個人のものは対象となりません。(講師謝礼、交通費・運搬費、通話料のみ可)
- ④領収書は発行元の住所、団体(事業者)名、講師謝礼など個人の場合は氏名が必要です
- ⑤領収書は当財団の助成対象事業のために使用したものに限ります
- ⑥領収書についての注意事項(記入例 様式⑥会計報告書【領収書貼付用紙】)を厳守してください

区分	対象経費	対象外経費
材料費消耗品費	活動に必要な材料費 食材費他、食に関する支援のための費用(活動に不相応なもの、酒類などは除く) ※ 新聞・書籍代は年間上限2万円まで 事務用消耗品費 ※1品1万円以上の物品は備品とみなします	スタッフ・ボランティアの飲食費 (弁当代、茶菓子代、食事代)、販売目的の食材費 特定の団体・個人が利益を受ける 資産形成に繋がるもの
通信費	活動に必要な電話代・通信費 ※ 宅配便代は使用目的の記載が必要です	メンバー間の連絡用の電話代申請書送付費用
印刷製本費	パンフレットやチラシなど印刷に係る経費 <b>、</b> コピー代など	記念誌発行など、団体の記念事業に係る経費
講師料外部研修費	①参加者・利用者向け講師料(年間上限3万円) ②学習費(スタッフ研修)(年間上限3万円)	メンバー・スタッフに支払われる 講師謝金や研修参加時の交通費 自団体メンバーのみで開催する講 座・研修等の参加費および講師料
外注費 助成金額の 1/3 以内	有資格者、または専門知識を持つ人に対する外注費 ※ 広報物のデザイン費・製作費・発送費、調理師、 バス運転手など	メンバー・スタッフに支払われる 委託費
会場費	施設利用料(利用料が公開されていること)	申請団体あるいは関連団体が所有 している部屋の会場費、賃料など
交通費 運搬費	公共交通機関交通費、ガソリン代、駐車料金など、活動に直接必要な活動費 ※30歳以下の学生ボランティアは活動拠点までの 交通費も対象とします	参加者の交通費、スタッフ・ボラン ティアの通常の活動拠点までの交 通費、講師の交通費、研修参加時の 交通費、説明会参加交通費
備品	備品(総額年間上限5万円)	貸会場の備品・設備となるもの
その他	<保険料> イベント保険料、動力工具などを使用する活動に対する個人に係る保険料 〈レンタル料〉 車、農機具、測量機器や環境・美化活動での工具など一時使用目的のもの	個人に係る保険料 会費(ネットワーク加盟料・上部団 体への会費など) 寄付金、資金援助、出店料他

- ※ 団体(個人)の経常的な経費(家賃、地代、水道光熱費など)は対象となりません
- ※ 他団体からの補助・助成金などと使途が重複しているものも対象外です